

第71回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成25年9月4日(水) 10:30～12:00
- 2 場 所 永田町合同庁舎第一共用会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学法科大学院教授
同	苅米 照子	特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
同	田島 優子	弁護士
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 配偶者暴力防止法の改正及び配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定について
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正関係資料
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針関係資料
- 3 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項の対応状況についての関係府省ヒアリング
(参考) 平成26年度予算概算要求の概要(内閣府男女共同参画局)

(議事概要)

○辻村会長 皆様、おはようございます。少し早いようでございますが、柿沼委員のみ欠席ということで、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

本日は、第71回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」でございます。

初めに、内閣府の方で異動がございまして、総務課長と暴力対策推進室長が交代されておりますので、新しい方に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、東総務課長からよろしくお願いいたします。

○東総務課長 8月1日付けで総務課長を拝命しました東と申します。よろしくどうぞお願いいたしま

す。

○辻村会長 それでは、水本室長、よろしくお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 7月10日付けで暴力対策推進室長を拝命いたしました水本でございます。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。8月1日に開催されました男女共同参画会議では、「女性に対する暴力に関する専門調査会」の今後の調査方針といたしまして、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況をフォローアップすることが決定されておりましたので、皆様と共に活発な議論が行えることを期待しております。

そして、本日は、配偶者暴力防止法の改正がございましたので、その改正の経緯等を御説明いただきまして、また、配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定について、内閣府から説明していただきます。その後、私どもで基本方針の改定について議論するということになっております。

本日の議論の進め方について、まず事務局から御説明をお願いいたします。

資料の説明についても併せてよろしくお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 ただいま会長からありましたとおり、本日、主な議題といたしまして、配偶者暴力防止法の改正と、基本方針の改正についてということでございます。法律の改正につきましては、この後、資料に沿って私から御説明させていただきます。引き続きまして、基本方針の改正について、現在の案などを私から同じように説明させていただきまして、その後、御議論をいただく予定でございます。

それでは、資料の確認を併せてさせていただきます。

お手元にある資料、1枚目に議事次第がありまして、その後、委員名簿の本日の出席者、配席図などがございまして、資料1-1として横長の1枚紙がございます。

資料1-2としまして、縦長の2枚紙がございます。

資料2-1として、50ページの大部のもの、冊子のようにになっているものがございます。

資料2-2としまして、字が小さくて恐縮でございますが、分厚めの冊子のようにになっているものがございます。なお、資料2-2につきましては、委員限りの配付とさせていただいておりますので、取扱いを御注意願えればと思います。

最後に資料3ということで縦長の1枚紙がございます。

一番下に参考として横長の関係の資料が2枚ついてございます。

乱丁落丁などございましたら、事務局にお申しつけください。

○辻村会長 よろしいですか。では次は議論の進め方についてお願いします。

○水本暴力対策推進室長 私から、資料の御説明をさせていただければと思います。

資料1-1「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について」でございます。

既にお聞き及びのところも多いかとは思いますが、先の通常国会におきまして、議員立法によりまして、配偶者暴力防止法の一部改正法が提出されて成立したところでございます。6月になってからの国会提出ということでかなり異例のものではあったのですが、こちらに書いてありますとおり、6月26日、国会の閉会ぎりぎりに全会一致により成立いたしましたので、7月3日に公布されて

おります。

施行日でございますが、こちらに書いておりますとおり、法律上、公布の日から起算して6カ月を経過した日となっておりますので、来年の1月3日より施行日ということで、これは確定しておるところでございます。

先の専門調査会以降、急にばたばたと動いて改正したということもございますので、若干経緯的なことも併せて説明させていただきますけれども、もうお聞き及びのとおりに、いわゆるデートDVと言われているような交際相手からの暴力も一部社会問題化しておりまして、中には殺人といったような重大な事件にまで発展してしまうような例もあります。そういったことも踏まえまして、配偶者暴力防止法の対象として、交際相手からの暴力も加えるべきではないかという議論は以前からございました。

ただ、それをするに当たっては、法的に整理をしなければいけないような観点もいろいろございますので、立法者である国会議員の先生方で検討が進められるに当たりまして、我々政府におきましても、お求めに応じまして、現状の御説明でありますとか、法律にするに当たっての留意点などの御説明もさせていただいたところがございます。こちらの専門調査会におきましても、前回のときにそういった観点も含めていろんな御議論、あるいは留意すべき点などの御意見もいただいておったところがございますので、そういったことも踏まえて先生方への御説明をしておりました。そういったところも踏まえて、立法者の方でこういった形で法律改正の案が出て成立したという経緯でございます。

具体的な法改正の内容でございますが、下側の図を御覧ください。一言で申し上げれば、法の適用対象として生活の本拠を共にする交際相手に拡大するというところでございます。御承知のこととは思いますが、もともとは配偶者暴力防止法の対象というのは基本的には配偶者からの暴力といったところが対象になっておりました。もちろん、この中にはいわゆる事実婚といった、婚姻届は出していないけれども、婚姻意思を持って共同生活をしている、婚姻と同様の生活実態があるといったような場合、あるいは結婚しているときに暴力を振るわれていて、離婚後もさらに暴力を振るわれているような場合というのは対象になっておりますが、基本的には配偶者であるということでございます。

今回、生活の本拠を共にする交際相手にも対象を拡大するというところでございまして、生活の本拠を共にしているということは、いわゆる閉ざされたと申しまししょうか、個人的な関係にありますので、外部からの発見、介入がどうしても困難になってしまう。また、暴力が継続的になったり、場合によってはエスカレートしやすいといったような、まさに配偶者からの暴力と同等の問題点があるのではないかとということがございます。一方で、生活の本拠を共にしているということであれば、ストーカー規制法の適用は逆に難しくなってしまうといったこともあって、こういったところにまで配偶者暴力防止法を適用すべきではないかということで改正が行われたところでございます。

法的には、こちらに書いてありますとおり、準用ということになっておりまして、配偶者からの暴力に対してのいろんな支援措置などの規定が生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても準じて適用されるというような整理になっております。

1枚おめくりいただきまして、資料1－2を御覧ください。

こちらが法律の新旧対照表でございます。上側の欄が今度変わった新しい法律でございます。

1枚おめくりいただきまして、第28条の2となっておりますところが、今、私が申し上げました、実際に生活の本拠を共にする交際相手への準用の部分でございます。これに伴いまして、実際の法の規定の読み替えが必要ですので、それを表の形で規定しております。

以上が法律の改正についての御説明でございます。

続きまして、基本的な方針についての御説明を続けさせていただきます。

○辻村会長 ありがとうございます。当初は基本方針をすべて続けて説明していただいてから質疑をすることを考えておりましたが、1回ここで切りましょう。ただいま御説明いただきました今回の法改正の内容等については、急なことでございましたし、今、説明がありましたように、内容的には条文といたしまして補則という形で28条の2が追加されたという形になっておりますけれども、何か御質問がございましたら、先にここでお出しいただいた方がよろしいかと思います。次の基本方針につきましては、かなり大部なものでございまして、時間もかかりますので、もし何かございましたら、こちらでお出してください。もちろん後からまとめて最後議論することは可能でございますけれども、もし委員の方々の中で、今回の改正の内容について御不明な点等がございましたら、御質問いただければと思います。よろしいでしょうか。どうぞ。

○平川委員 今回の改正、会長もおっしゃられたように、本当に驚いたというのが本音のところですね。審議を始めたばかりであり継続中という流れの中での改正でした。結果的には、重複的暴力被害を含めた深刻な暴力被害女性と子どもに対する支援をしてきました私としましては、残念ということをお願いしたいと思います。前の専門調査会の時にも申し上げましたが、今回改正の文言に入りました「生活の本拠を共にする」という交際相手よりも、むしろ、生活を共にしていないような交際相手からの暴力が深刻であるというのが現実起きています。なぜ交際相手からの暴力をDV防止法の対象に入れる必要があるのかという理由の一つですが、DV防止法の対象になると、保護命令を申し立てることができるようになります。保護命令は、ストーカー規制法とは違い、第3機関である裁判所に申立てが、被害本人からできるのです。これが被害者の安全という面からは、DV防止法のすばらしいところかなと思っています。実際には、交際相手からの暴力については、相談も保護も行われていますが、保護命令に関してはその対象外になりますので、交際相手からの深刻な暴力被害者は非常に危険な状況にいたわけです。そうしますと、今回改正されました「生活の本拠を共にする」というような形の交際相手間の暴力というくくり方では、それを享受できる被害者というのは、本当にごくごく狭い範囲の人たちになるのではないかとこの心配が残ります。もう少しそのあたり、保護命令についての評価など、どのような議論がなされたのかをお尋ねしたいと思います。

○辻村会長 これは室長からの答えでよろしいでしょうか。議論がなされたかということが平川委員からの主たる質問ですか。

○平川委員 はい。

○辻村会長 どんな議論があったのかということですね。

○水本暴力対策推進室長 議員立法ということで議員の先生方の御議論でございますので、必ずしも我々政府もずっとその場にいたということではございませんので、詳細なところを承知しておるわけでもございませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、もちろん交際相手からの暴力が非常に深刻だという、それを何とかしたいという思いが一つ先生方の方にもあられたと。一方で、これはいろいろ御議論もあったところだと思いますけれども、交際というものの客観的な事実の認定がどういう形にできるのかというような話であるとか、ストーカー規制法との関係の整理で、要は配偶者暴力防止法自体がどこまで適用にすべきかについていろんな御議論があったのだらうとは推察いたします。最終的にどこでどういう議論がというところまで、詳細には承知してございません。

○辻村会長 今日、法務省の方はいらしておられますか。法務省の方から、これらは前回ヒアリングでいろいろ議論させていただいたところでございまして、配偶者等ということで、もともと婚姻関係にあるか、あるいは事実婚を含むということが前提になっていたということがございますので、その議論は前回いたしましたけれども、法務省の方の御見解を承ることができれば幸いです。

○法務省 議員立法による法改正ですので、法務省の見解ということではなくて、間近で立法の経緯を見た者として改正の経緯の概要をお伝えします。

配偶者暴力防止法はいろいろなことを定めておりますけれども、このうち保護命令は裁判所で行う裁判ですので、民事裁判の一般法を所管している立場から、法務省として一定の関与をしてきたところで

す。

今回の改正の過程においては、平川委員がおっしゃった問題意識を出発点にする一方、それとは違った意見も随分出ていました。

まず、当初示された案では、現行法の第1条に、「配偶者」に「生活の本拠を共にする交際の相手」を含ませる形で「配偶者等」の定義規定を設けた上、その後に各条文について「配偶者」を「配偶者等」に改める形式で、生活の本拠を共にする交際に保護命令の対象を拡大することとされていまして。しかしながら、このように配偶者と交際相手とを同列に規定することについては、法律婚と事実上の交際関係とをあたかも同一視するもので不相当であるという指摘がされました。そこで、法案の内容が生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者暴力防止法の規定を「準用する」という形に改められました。

また、「生活の本拠を共にする」との限定を加えたとしても、保護命令による保護を交際相手にまで与えるのは行き過ぎではないか、現行法についても、不相当な発令などの問題、DV冤罪などと言われる問題が生じているのではないかとこの指摘もされたところでした。ただ、共同生活の態様の類似性から、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力については、外部からの発見、介入が困難かつ継続的になりやすいこと、ストーカー行為等の規制等に関する法律や刑法による救済も困難であり、配偶者からの暴力の被害者と同様の救済の必要性が認められること、保護命令の審理においては、裁判所が適切に要件審査を行っていることなどを説明いたしましたところ、最終的には了承に至ったものです。このように、随分難産の末にでき上がった法律であることを紹介しておきたいと思います。

対象の広がった部分が少ないのではないかとこの御指摘はあり得るところですけれども、今回「生活の本拠を共にする交際相手」にまで対象が広がったことによって、いわゆる同棲関係にある者は間違いなく対象に含まれるようになったと考えております。以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

参議院の法制局がお作りになった第3次DV改正法のQ&Aという文書がホームページに出ておりまして、そこに事実婚とどう違うのかとか、そういったことが記載されておりますので御覧いただければと思います。私の理解では、法律婚と事実婚を対象とするというのが前提にあるのですけれども、法律婚と事実婚の違いは、婚姻の意思と共同生活と届出という3要件の中で、共同生活と婚姻の意思はあるけれども、届出という第3の要件がないものが事実婚であるということだったわけです。

今回の生活の本拠を共にする交際相手の場合には、さらに婚姻の意思も認めることができない、明確ではない。届出もないし、婚姻の意思も明確ではないけれども、共同生活のみを送っている場合が想定されていると説明されております。ある程度、概念が明確にされておまして、被害者側が生活の本拠

を共にしているということの立証があり、それを除く場合には加害者側が立証するというのもQ&Aには書かれております。恐らく法務省の方もそれは御承知の上だと思いますので、法的にはそのような形で整合性をとっている。これはもちろん今後どのような運用がなされていくのかというのは大変な問題がありますし、どういう場合に含まれるかという、限界事例みたいなものが今後恐らくは出てくるだろうと思います。そのような理解を前提にして私どもは今後議論を進めていかなければいけないと考えておりますが、ほかの委員の方で何か御意見はございますか。小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 今の御説明の中でDV冤罪もあるのではないかとというのが議論の中にあったということでしたけれども、これは何か客観的なデータみたいなものに基づいた議論であったかどうかを教えてくださいませんか。

○辻村会長 どうぞ。

○法務省 客観的なデータが示されたということではなく、各議員が支持者から情報を得るなどして感じているところであったかと思います。また、雑誌でもいわゆるDV冤罪を問題視した記事が掲載されたことがあります。もっとも、その内容を読んでいきますと、保護命令に関する事実誤認だけではなく、離婚訴訟の中で妻が夫による暴力の事実を主張すると、それが一つの有利な事情として認定され、離婚の判決の中で夫が不利な扱いを受けている、こういった不満を述べる例などもあり、必ずしも保護命令における誤判を指摘したものではないようです。いずれにせよ、データがあつての話でないことは、先ほど申し上げたとおりです。

○辻村会長 いかがですか。ほかによろしいでしょうか。

今、法務省の方がおっしゃったのは、委員会ではなく部会での発言ですか。議事録に載るような性質のものですか。今後、議事録で我々が見ることはできるのですか。

○法務省 いわゆるDV冤罪についての指摘のことでしょうか。

○辻村会長 その場合の今回の立法に係る国会議員の議論というものは、議事録が出てくるということによろしいですか。

○法務省 部会ですので、議事録はないかと思います。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、先に進ませていただくということで、また何かありましたら後で時間をとります。

水本室長から、基本方針の方に進めていただきまして御説明をお願いいたしたいと思います。

○水本暴力対策推進室長 それでは、資料2-1を御覧ください。

本日の議題の2つ目「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」についてでございます。

基本的に、この基本方針は何かということの御説明をさせていただきます。そもそも法律では第2条の2というところに規定がございまして、こちらで定めるということが決まっております。具体的には、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣の4大臣が定めなければならないと規定されておまして、形式的には告示という形で出されているものでございます。

性格的には、まさに基本方針でございますので、政府として配偶者からの暴力の防止に向けたいろんな施策を推進していくための基本的な方針であると共に、都道府県あるいは市町村が作成します基本計画の基になるものということもございまして、基本方針としては詳細な大部にわたっているものにな

っております。

資料２－１が現行の基本方針でございます。御覧いただければわかりますとおり、かなり分厚いものでございますので、目次に沿って、ごく簡単にどんなことが盛り込まれているかだけを御説明させていただきます。

法律上、基本方針に盛り込むこととされているのは、実は３つございます。

１つ目が目次と書いてあるところの下に「第１ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項」を盛り込むこととされております。

具体的には、基本的な考え方、まさに原案というか大方針、それから現状ということです。目次のページの１ページ目であります。

○辻村会長 委員の方々にはファイルがございまして、この中にDV防止法が最初のページに出ています。その第２条の２で基本方針を定めなければならないとなっております、その中に、基本方針においては次のものを定めるということになっておりまして、１から３号までございます。そのことを今御説明くださっています。

○水本暴力対策推進室長 基本的な考え方のほか、現状ということでどうように法律ができて改正されてきたかであるとか、データのなもの、現在の計画がどのぐらい作られているかといったもの。さらに、基本方針や基本計画につきまして、どんな目的でどんな知見でやっていくべきかなど、どういうことに留意しなければいけないかということをここでは盛り込んでおります。

法律上、第２条の２の２号になります。目次のページだと１ページ目の下の方でございますが、２番目に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項」を盛り込むこととされております。これにつきましては、実際の法律の規定の順番にのっとりまして、例えば法律の第３条が配偶者暴力相談支援センターについての規定になっておりますので、これにつきましては、それぞれ都道府県、市町村、どういったことに対して留意しなければいけないとか、どういったことをやっていくのが望ましいかであるとか、そういった若干詳細な細かいところまで踏み込んで注意しなければならない事項などを順番に、この後ずっと法の条文に従ってそれぞれ盛り込んでおるところでございます。

最後に３番目でございます。法律上は第２条の２の第３号になろうかと思えます。目次のページでいきますと、１枚おめくりいただきまして、最後の下の方でございます。「その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項」を盛り込むこととされております。具体的には、こちらにありますとおり、基本方針の評価でございますとか、基本計画を作ったり見直したりしていくときに当たっていろいろ関係者の意見を聞くなどという事項なども書かせていただいております。

また、最後に別添というのがついておりまして、こちらは保護命令の手続につきまして、実際にどのような手続で進めるかであるとか何に留意しなければいけないかなど、これはかなり手引的な詳細なものが別添としてついておるところでございます。

以上が現行の基本方針の御説明でございます。

続きまして、資料２－２を御覧ください。

○辻村会長 資料２－２は委員限りということですね。

○水本暴力対策推進室長 はい。こちらが現時点での基本方針の見直しのもの、いわゆる見え消しの形にしているものでございます。

今の状況をまず申し上げますと、事務局である内閣府の方で関係省庁などからいろいろ御意見をいた

だいたり調整したりしながら、こういったことを盛り込んだらいいのではないかとということで作業途中のものであると御認識いただければと思います。ですので、まだ素案にも早いようかなり粗い案であるということを御認識いただければと思います。

それでは、2-2に沿いまして、主な修正点について簡単に御説明させていただきます。

修正は大きく分けて2つございます。一つは、当然のことながら、先ほど申し上げました法律の改正がございますので、その法律の改正の内容を基本方針にも盛り込まねばならないと思っております。

具体的に申し上げますと、例えば1ページ、一番上のところは、先ほど申し上げ忘れましたが、法律も対象の拡大に伴いまして「等」というのが法律の名前に入っておりますので、基本方針にも「等」を加えております。

同じページの下から3行目でございます。「平成25年6月には」のところは、まさに先ほど申し上げました、先の通常国会における改正を事実として書いているということでございます。

なお、2ページの2行目、「平成26年1月3日に施行されたところである」と過去形になっております。これにつきましては、基本方針の見直し自体の効力発生日を法の施行日と同じ平成26年1月3日にすることを想定しておりますので、現時点では、もちろん予定でございますが、「された」という書き方にさせていただいております。

3ページ目、真ん中のあたり、赤くなっておる部分でございますが、「ウ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用」というのがございます。これはまさに法律と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、基本方針のいろんな記述を準用されるということを書いておるものでございます。

なお、イとしまして、準用から除外するものがございますが、こちらは基本方針の中身によっては配偶者にしか関係のないような記述もございます。具体的に申しますと、例えば年金の第3号被保険者に係る部分は、交際相手について基本的に関係ない部分でございますので、そういったところは準用から除外するというのを考えております。具体的にどこというのは今関係省庁と調整させていただいておりますので、現時点のものではP（ペンディング）という整理にさせていただいております。

○辻村会長 今、御説明されていますのは、資料2-2の3ページ目の右の下の方でPと書いてあるところだということですね。準用から除外するものについて現在確認中であるというところでございます。

○水本暴力対策推進室長 以上が法律の改正に伴う修正部分でございます。あと細かいところでいくつかございますが、基本的にはそうなっています。

もう一つのポイントが、特に今回この部分で御議論いただくのではないかと考えておりますけれども、基本方針自体、細かい修正は昨年にもしておるのでございますが、全体を見渡しての修正ということになりますと、平成20年以降やっておりません。5年ほど経過しておるということでございます。その間、いろいろ新しい取組が行われたり、あるいは制度自体が変わったりということで古くなっているところがございます。したがって、ここの部分のアップデートをしていかなければならないと考えております。具体的に主なところをいくつか御紹介させていただきます。

2ページ目の上から5行目(2)が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状」。いわゆる現状どうなっているかという数値、データでございます。ですので、これも数字が古くなっておりますので、まだ新しい数字が入っていないもの、Pのものもございますが、告示が出される直前の最新の数字にアップデートすることを考えております。

10ページの下の方「(エ) 高齢者又は障害者に関する情報への対応」というところがございます。こちらは、いわゆる複合事案というものでございまして、配偶者からの暴力の被害者の方が御高齢であったり障害をお持ちであったりする場合に、配偶者暴力防止法だけではなくて、高齢者虐待防止法であるとか障害者虐待防止法が適用されて、そちらの方の支援措置も講じられる場合がございます。この部分は、支援センターについての記述でございますので、もし支援センターがそういった事案を把握した場合に、当然、虐待防止法を所管する市町村にちゃんと連絡すること、事案に応じて連携を十分とってくださいといったことを書かせていただいております。

12ページ、真ん中のあたり「(2) 警察」とあります。これは被害者相談に係る警察の役割について書かせていただいております。御承知のとおり、被害者の方、警察にいらっしゃってもなかなか被害届を出すということについては躊躇されるようなケースもあります。その結果、エスカレートして非常に重大な事案になるような場合もあり得るということもありまして、それについて警察の方でいろいろ取組をされていること、例えばどのような支援をしているかを記載しています。警察はもちろん、警察以外の機関についても、配偶者からの暴力についてどういう支援ができるのかということをお知らせするとか、緊急性があるときには、そのことをきっちり伝えて、ほかの例から調べても非常に緊急性があつて危険なケースですよということを被害者にお伝えするなど、そういった工夫をして被害者の意思決定の支援をするといったような取組をされておりますので、そういったことを書かせていただいております。

21ページの上から7～8行目「また」となっております。こちらは、住民基本台帳の閲覧制限に係る部分の規定でございます。これについては、制度の改正がございまして、外国人の住民の方にも住民基本台帳が作成されるようになりましたので、当然、外国人の方がDVの被害者になられた場合には、同じように住民基本台帳の閲覧制限の対象になりますので、そのことを明示的に書いているものでございます。

そのすぐ下でございます。「ア 措置の目的」とか「イ 申出の受付」のところに書いてある修正でございます。これは住民基本台帳の閲覧制限になる対象者の部分でございますけれども、DVの被害者、ストーカー行為の被害者は従前から書いておったのでございますが、これに加えて児童虐待の被害者及びDV、ストーカー行為等に準ずる行為の被害者、いわゆるデートDVなども含まれますけれども、そういったことも閲覧制限の対象になりましたので、その部分を明示的に書いているものでございます。

22ページ、これは児童扶養手当でございます。この辺は以前、各省から御紹介いただいたところもあると思いますけれども、児童扶養手当の支給対象として、ネグレクトなどの場合に加えまして、父または母が保護命令を受けている児童についても対象となるということになりましたので、その点を周知に努めると明示的に書かせていただいております。

30ページ、こちらは入管法の関係でございます。日本人の方と外国の方が結婚されて在留資格を得られる場合に、夫婦の実態がなくなって一定期間たつたりとか、引っ越しした後の住所地の届出を一定期間しなかったりした場合は在留資格の取消し事由に本来なるのでございますが、こちらにありますとおり、DVを理由として避難とか保護されているような場合は正当な理由が当然ありますので、在留資格の取消しの対象にはならないということが決まっておりますので、そのことを明示的に書かせていただいております。

主な修正点は以上でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今、まさに作業中のものでございます。本日、御議論、御意見をいただきまして、さらに各省との調整、地方公共団体の方に御意見の照会、いわゆるパブリック・コメントという国民の皆様幅広く御意見をいただくといったようなことも考えておりまして、その上で最終的に先ほど申し上げましたとおり、来年の1月3日、法の施行に合わせて告示の修正をやらせていただきたいと思います。本日は御議論、御意見をよろしくお願いします。

説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありましたように、これから省庁でありますとか地方自治体の意見を聞き、さらにパブコメによって国民の意見を聞き、それで大体いつごろでございましょうか。1月3日が法律の施行日ですけれども、その前に基本方針を仕上げるということですか。

○水本暴力対策推進室長 最終的に作るのは、官報に掲載したりする都合がございますので、年内、12月の下旬に載せることになると思います。こちらの専門調査会につきましては、大体の調整がついてまとまった案をもう一度、恐らく11月になるのではないかと思いますけれども、お示しして、また御確認いただくということを考えております。

○辻村会長 私どもの専門調査会では、11月にもう一度専門調査会を開きまして、まとまってきた案について最終的に議論し確認するという手順でございます。本日は、まだその端緒でございまして、初めて出てきたもので、まだ未定稿でございまして、空欄もあるということでございますので、なかなか難しいかもしれませんが、委員の皆様方で御質問があればお願いいたします。今、赤字でもって今回の改正との関係で加筆すべきところを説明していただきましたけれども、基本方針の改定ということになりますと、それにとどまるものではないということでございますから、今回の法改正に伴う問題以外のところで加筆したり、改めたりする点がありましたら、この機会にしなければならないと思いますので、様々な観点から、御意見がございましたら頂戴したいと思います。

ここで出ました意見などもまた反映していただいて、省庁での御審議などにも役立てていただくこともできると思いますので、いかがでございましょうか。時間的には11時50分ぐらいまでということですから、まだ40分ぐらいございますのでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。森田委員、どうぞ。

○森田委員 保護命令についてですが、元同居していた人で、もしくは離婚が成立した後でもいろいろ追いかける行為というのは非常に多くて、その場合に非常に危ない状況で、実際の捜査ではストーカー規制法とかで逮捕するという話は前回出ていましたけれども、そういう元夫からの追跡行為のときに保護命令は使えるのですか。

○辻村会長 では法務省の方で御説明をお願いします。

○法務省 夫婦であった間に暴力があり、その暴力を端緒にして危険が継続していれば、離婚後であっても保護命令の対象になり、手続を利用することができるようになっています。ただ、2年、3年、4年と長い時間が経過した事案においてなお危険があると認定できるかどうかは当該事案の具体的事情次第だろうと思われれます。

○辻村会長 今は法律婚の場合の御説明がございましたけれども、事実婚の場合も、事実婚を解消した後、事実婚中に受けた暴力についての保護命令ということは、事実婚解消の後にも適用されるわけですね。したがって、今回の共同生活にある交際相手の場合も、共同生活の間に受けた暴力について保護命令は共同生活を解消した後にも可能であるという説明とQ&Aに書いてございましたけれども、そ

ういう理解でよろしいでしょうか。

○法務省 そのとおりです。

○辻村会長 では山田委員、どうぞ。

○山田委員 Q&Aを見ていないので、もしかしたら書いてあるかもしれないのですが、私は社会学で男女交際とか夫婦関係とかを研究しておりますので、本当に交際関係とか夫婦間の共同生活ということに関しても随分曖昧、多様化してきたという状況があるということで、こういう改正になったと思います。

前回は実は質問したのですが、事実婚でさえもすごく曖昧なので、前回は、いわゆる同性、セムセックスの方、男性同士でも事実婚というのはケースがあるという御回答は得たのですが、前回の答えにあったと思いますが、もちろん、事実婚が何組日本に存在しているかという統計はないのですが、どうも夫婦よりも事実婚であった方の申立ての方が率としては多そうだというのがありました。ですから、多分、曖昧な関係であればあるほどトラブルは多くなるというのはあると思いますので、生活を広げたことは非常に評価したいと思います。

質問ですが、生活の本拠を共にするというのは、またこれが極めて曖昧な概念であって、いわゆる本当に家計を共にして住民票も共にしているという形での生活の本拠を共にしている場合もあれば、住民票を動かさないまま週に何日か転がり込んでいるという形の交際の生活の本拠もあるはずで、そのガイドラインというのをどこで作るのか。ここで準用から除外するものについて確認中とありますが、それは除外するものとして出すのか、それとも何か曖昧な概念とするのかの方針を基本的にガイドラインは取扱注意の資料2-2の3ページの下の部分で作られるのかどうかということをまずお聞きしたいのが一つ。

あと、最終的に生活の本拠を共にしていたかどうかを判断するのは、最終的には裁判所だと思うのですが、多分その前に関門がたくさんあると思うのです。警察に訴えろとか、相談のところに訴えろとか、そのときにその人たちは生活の本拠を共にするというのをどういう基準で判断、もしこのガイドラインに書かれるのであれば、そこで判断するのでしょうか。とにかく研究をしても、学生とか卒業生などを見ても、いろんな形の交際があって、むしろ曖昧だからこそつきまといだとかいろんな形での障害、暴力とか、そういうトラブルが多いということなので、そこはなるべく広めにとってもらい、除外しないようにすることを求めたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

これは御質問という形で、先ほどのガイドラインはどこで作るかとか、そういったことについて室長からお答えいただけますか。

○水本暴力対策推進室長 まず、基本方針の準用除外の部分でございます。対象の除外、具体的にこういう人を外すということを考えているわけではなくて、交際相手からの暴力について、いわば関係のない記述については、基本方針の記述は規定しませんよと。要は、配偶者との法的な関係がある方、先ほど言った年金などの場合は、配偶者の方は年金と一緒にしているのを分けなければいけないとか、そういったことは適用になりませんよということをここに書くことを考えておきまして、実際、交際相手の範囲をここで除くということは考えておりません。

○山田委員 わかりました。

○水本暴力対策推進室長 あと、実際にどういうように決めていくかということでございますが、これは法務省さんの方からも後からお話があるかもしれませんが、保護命令自体は、お話がありましたとおり、法的な手続でございますので司法判断ということになるのだと思います。また、それ以外のいろんな支援措置に関しての判断でございますが、例えば相談に来られたような方とか、そういったような前段階でのところについては、あなたは配偶者暴力防止法の適用対象ではないからと門前払いするということはありませんので、ある程度、門戸を広くしていろいろ御相談になるということだと思います。

あとは、いろんな手続の中で、これは配偶者暴力防止法ではなくてストーカー規制法でやったほうがいいのではないかと、そういったようなことはあり得ると思いますので、そこは適宜窓口なり、あるいは相談に行ったところ、警察なら警察の方でいろいろお知らせをして、被害者の方の保護になるように適宜行政の方で判断するということかと思っておりますが、何かつけ加えることなどありますか。

○法務省 「生活の本拠を共にする」という文言にもなおグレーな部分はあるではないかという御質問と理解しました。イエス、ノーできれいな答えをすることはなかなか難しいわけですが、考え方の筋道程度のもをお示ししてみたいと思います。

「生活の本拠を共にする」場合とは、生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものと解されます。「生活の本拠」という概念自体は、既に民法上の住所の概念の基礎となっており、一般には、人の生活の中心である場所をいうなどと解されています。生活の本拠についての一般的な解釈と同様に、配偶者暴力防止法との関係でも、生活の本拠の所在は必ずしも住民票上の住所によって形式的、画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められるかどうか、そのような場所をいうものと解されます。ですので、それぞれが住まいを持ちながら、ホテルのようなところでたまに会っているようなカップルが生活の本拠を共にしていないことは明らかだと思われます。

同棲していたカップルのうちの一方が事情により単身赴任をすることになったものの、週末には帰って来ているというような場合には、生活時間の大半は単身赴任先にありますが、帰るべき場所は同棲相手と住んでいた場所だと思われますから、これは生活の本拠を共にする交際だといえると思われます。

先ほども申しましたように、「生活の本拠」が人の生活の中心である場所だと考えますと、例えば、大学生同士がたまに会っているということであると、なかなかそのことをもって一緒に住んでいるとはいにくいというのが素直な解釈だと思います。

ただ、2つ目に挙げた例などを考えますと、人の生活の中心である場所かどうかは交際の質との相関関係で考えなければならない部分もあり、事案を見た上での裁判所の認定判断に委ねられる部分は残る、そのように考えております。

○辻村会長 裁判所での認定判断あるいは裁判例が蓄積するというのはある程度時間がかかると思います。それ以前に、今回、法改正になったということで方針やガイドラインを示して自治体などの参考にしていただくという、これからはそういう作業になるのだろーと思いますけれども、今、法務省さんの方でおっしゃったようなことでありますとか、あるいはQ&Aに書いてあるようなことをもう少し啓発、広報、周知徹底をしないと、法律は変わった、生活の本拠を共にするとはどういうことなのだ、どこまでが問題なのだと、法律家であっても誰しも基準がどうなるのだと、恐らく100%皆さん疑問に思っちゃるのではないかと思います。裁判所の評価を待つ前にすべきことについて、どのように室長などもお考えでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 これはもちろん法律が変わったこと自体の御説明は必要であろうと思いますけれども、どこまで具体例まで踏み込んで書けるかというのは各省とも相談しなければなりませんので。

○辻村会長 私も例えば授業などで教えなければいけませんし、教科書も書き直さなければいけませんので一生懸命読んでみたのですけれども、なかなか難しいですね。例えばQ&Aに書いてあることを御紹介しますと、通常は住民票の記載であるとか賃貸借契約の名義であるとか、公共料金の支払い名義、そういったような資料で生活の本拠が認定できる場合には非常に容易であるけれども、そのような資料がない場合であっても、写真や電子メールや関係者の陳述等から生活の実態を認定し、生活の本拠を共にしていたということの判断ができればいいのだというような説明の仕方をしてあります。

ですから、どういうものが証拠になるのかということは明確ではないです。住民票がなくてもいいし、賃貸借契約がなくてもいいし、公共料金は共同の名義ということは普通あり得ませんから、相手方どちらか一方だけであって、他方の方は名前が出るとか、どこにも名前が出てこなくても写真だとかメールだとか関係者、友人などが証言するとか、そういったようなことがあれば生活の本拠の判断はつくと考えられますという例示をしてございます。ただ、裁判所でそれをまた具体的に認定していくわけですから、そういう例示を啓発的に、何か広報としてした方がいいのでしょうか。今日問題にしている基本方針にはそういった具体例はほとんど書き込まないで、抽象的に、この法改正に鑑み、というような形で包括的に書くということですね。

○水本暴力対策推進室長 対象がどうなるかというところで何か限定するとか対策するということは考えております。

○辻村会長 ということでございます。ほかはよろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○法務省 山田委員の御発言の冒頭で、事実婚の概念も曖昧であったというお話がありました。事実婚の意味内容は、「法律上の婚姻」マイナス「婚姻の届出」であると一応は説明できるのですが、保護命令の心理においては、事実婚であることを認定するために、結納は交わしたのか否かといったことまでがチェックすべきポイントになってきたりしている実情があります。

図式的に言いますと、法律婚の周りに事実婚があり、今回の改正で更にその周りに「生活の本拠を共にする交際」という範ちゅうができましたので、法律上の婚姻関係にない者でも、生活の本拠を共にしていることさえ主張、立証すれば、従前のように事実婚を証明する努力は必要がなくなる。申立ての便宜という点では非常に簡明になった面もあるのではないかと考えております。

○辻村会長 原委員、いかがですか。

○原委員 基本方針の読み込みが十分ではないのですでに入っている内容があるかもしれませんが、今回、交際相手からの暴力の中の生活の本拠を共にするというデートDVが保護命令発令の対象となっていますが、実際に現場で支援していくときには同棲していたかどうかというのも関係なく相談を受けるわけですが、相談保護や自立支援のところで生活の本拠を共にする交際相手以外の支援を基本方針の中で書き込みをしっかりとやってほしいと思うのです。そういうように考えておられるのか、要するに書き込みをされようとお考えであるのかということが1点。

先ほどの説明の中で住基の支援措置もデートDVに準用されるということがおっしゃられたと思うのですが、これは生活の本拠を共にするものではなくて、いわゆるもう少しそういうものではない手前のものでも住基の支援措置ができるようになるのかをお尋ねしたいのです。

警察のところで、加害者に対して指導、警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すな

どというところの自覚を促すことが非常に難しいことだと思うのです。その場ではわかったということは言うかもしれませんが、実際、自覚を促すというのは非常に難しいわけです。そのところで、もう少し加害者心理を理解した上でそういうことの取組をするかどうかというところまで踏み込んでお聞きしたいということです。

最後に、交際相手からの暴力の支援が入ってくると、いわゆる配偶者間では成立しにくい、いわゆる強姦被害のような性暴力被害の部分も視点としてより入ってくるのではないかと思います。そういう性暴力被害の支援についての何か取組について基本方針の中に書き込みをする考えがあるのかどうかについてお聞きしたい。

○辻村会長 いかがでしょうか。基本方針のところにどこまで書き込むか。

○水本暴力対策推進室長 先ほど御説明させていただきましたとおり、3ページのところにいわゆる準用規定を置いてございます。ですので、準用があることをもって基本的には基本的な方針のあらゆる記述が全て生活の本拠を共にする交際相手からの暴力あるいは被害者に対しても適用になるということになります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、配偶者にしか関係ないものについてはイの方で除外するというのを考えておりまして、現時点の案については、特にそれ以外に交際相手からの暴力に特化した記述が何か今つけ加えてあるということではございません。

性暴力の視点という話でしたが、現時点では配偶者暴力防止法に基づく基本方針ですので、あくまで配偶者暴力の防止に係る記述というのが基本方針の中心になっておりますので、もちろん、それが性暴力でもあるという場合があって、そちらの方の規定が伸びてくるということはもちろんあり得るわけですが、今回、現時点で加えているものについて、何か性暴力について特化した記述が入っているのは今の原案ではございません。

○辻村会長 いかがですか。基本方針では書く予定はないということですが、阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 デートDVの被害者ということではいろんな自治体が調査していますと、かなり高い数字が男女とも4割ぐらい被害を受けているという数字が出ておりまして、これは配偶者間の暴力被害者とはほとんど同じあるいはそれ以上の数字が出ている。これについて、やはりきちんと対策をとというのがこの委員会でも出てきた流れだと思うのです。

今回、生活を共にするという場合に準用となったと思うのですが、それは皆さんの方から伺って、保護命令とかそういった観点からの判断もあったかと思うのですが、防止という観点からすれば、この基本方針の中の従来の37ページ、若年層への教育啓発という項目があります。ここに若い人、若年層への教育啓発をより積極的に行うということを具体的にかなり書き込んでいただければと。とりわけ、会長もそうだと思うのですが、私も年1回、大学の男女ともに1年生200人ぐらい、毎年デートDV防止の講座を受け持ってやっているのですが、非常に反応がいいです。そういう関係にはなりたくないとか、友人の中にそういう人がいて、どういように言ってあげたらいいだろうとか、うちの家庭の親たちもDV家庭だとか、やはり相手を尊重するような関係をつくりたいといった形で、より積極的に働きかけていくということが防止の趣旨に合うと思うのです。そういった意味では、学生であるとか高校生に対してデートDV防止の啓発を行っていくという位置づけを明確にしていくと同時に、ぜひ予算措置も御検討いただきたいと思います。これは意見です。

○辻村会長 ありがとうございます。

非常に重要な御指摘をいただいたと思います。初めから具体的なことは書き込まないのだという前提だと余り議論しても意味がありませんから、委員からいただいたことをできる限り書けるものは重要な点を書く。といいますのは、先ほどから出ていますように、もともになる法律自体が、根拠規定がだんだん曖昧になってきているといいますか、拡張しつつばやけてきている面がありますので、それに対するコンメンタール、きちんとした解釈論、説明がないと、その法律を適用する側というのは、特に裁判所に行く前には、判断が難しいと思います。やはり啓発ということは非常に重要です。そうすると、先ほどからガイドラインは誰が作るのだという話が出ておりましたけれども、その解釈基準みたいなものを、誰がどのように作って、どのように啓発に使っていくのかということが今何かわからないままでみんな同じような議論をしているという感じを受けますので、そのあたり、一歩進めていただいて、予算措置も含めて、啓発をどのようにするのか、明確にする必要があるように感じました。それはお願いできますでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 非常に重要な点であると考えておりますので、予算措置は難しいかもしれませんが、どのようなことが書けるかについて関係省庁と相談させていただければと思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。森田委員、どうぞ。

○森田委員 今の事柄に関して言うと、デートDVを受けている方がそのまま大人になってからさらに、いわゆるこの中に入ってくるようなDVにははっきりなるといえる可能性はかなり高いという研究は海外でも非常に多いので、予防をただやるということではなくて、実際にどれぐらい効果があるのかということも含めてぜひやっていただければと思います。実際、どれぐらい受けていて、やはりどういうダメージを受けているのかという調査自体がないということが、各自治体少しずつやり始めていますけれども、ぜひそこはお願いしたいと思っております。

実際は阿部先生からも出たとおり、将来ということではなくて、うちも大学でやると、相談したいという回答が結構多いのです。4割ぐらいあったりした場合もあるのです。どこが受けてくれるのかというと、受けてくれるところがないということはないのですけれども、配偶者暴力相談支援センターに行っても離婚の話をしてもしようがないわけですから、実際上そのことをどうしたらいいのかという、今まさに受けているのだけれども、取り上げてくれる場所がないという実態もありますので、啓蒙、予防だけではなくて、今起きている問題について何らかの対応をするということについてもぜひお願いしたいと思います。基本方針から外れてしまうかもしれません。

長くなって申しわけないのですけれども、もう一つ、14ページのところに児童のことがあって、今日、厚労省の方も来てらっしゃるので、一つには、前の方の方針の5年間ぐらいの変化でというところに入ってきているのだと思いますけれども、市町村の基本計画にこれを入れるということが入ってしまっていて、その中で言うと、児童に関してここ5年で非常に大きく変わったのは、市町村が大きな受け皿に事実上なっていて、児童虐待の通告数なども市町村の方はむしろ非常な勢いで伸びているということで、子供に対する援助は児童相談所がかかわっているというところの記載は14ページの下から入ってきますけれども、ここに市町村についてもぜひ書き込んでいただきたいということがあります。

要保護児童対策地域協議会みたいなものが一つは使える可能性がありますけれども、事実上、児童相談所とDV被害のところは組んで会を開いたりということは、申し訳ないですけれども、私の実感には非常に少ないですし、私は何度か開こうとしてすごく嫌がられたことは何度もあるのです。やっていないということではないのですけれども、そんなに多くの事例でやれないという状況もあるのかもしれない

も、結局保護命令に至っても一生びくびくして逃げ続けなければいけないということです。ところが、今回、デートDVといいますか、婚姻もしていないし、婚約もしていないし、社会にそういう婚姻意思も表示していないような人というのは別れてしまえばわからなくなってしまうわけですが、そういう人を加害者プログラムの相手、対象に入れるというのは非常に難しくなってくると思うのですけれども、そういうことになってきますと、逆に危険がそのまま残るというのでしょうか。

ですから、保護命令の対象になってしまうと、逆にその危険が増すという構図はあるかもしれないです。加害者プログラムをもう少し詳細に書き込めないか、あるいは政策として何か前面に出せないかということを考えたのですけれども、伺ったところだと、これは調査研究のところではこれまで出てこなかったということです。そのあたりを御検討いただいたらいいのではないかと思います。森田委員、どうぞ。

○森田委員 辻村先生、ありがとうございます。本当にそれはぜひお願いしたいと思っていまして、先ほど5年間ということがありましたけれども、もともと内閣府がプログラムを1つということをや東京や千葉でやった時期がありました。それで結局やらないということになったわけです。そのときにプログラムの条件や、それに対する供給する側の気をつけなければいけないようなことについての報告書が一つまとまったわけですが、それから非常に状況が変わっていると思います。

今、いろいろなタイプの加害者に対するプログラムは事実上全国でそんなに対象数が多いというわけではありませんけれども、エリア的にはいろんなところでやり始めていまして、逆に言うと、その基準に合っているかどうかは誰も判断していませんし、それは明らかにある点のニーズがあるということなのです。デートDVについても、私などのところでも学生さんでこのプログラムを受けたいと言ってくる男性とかも結構いるのです。だから、そういう人たちがアンタッチャブルみたいにそういう人たちをプログラムに入れてもどうせ治らないというような考え方が一つ大きかったり、そのプログラムが悪用されるというような考え方はもちろんある部分正しいと思いますけれども、だから何も触らないとか、何も対応について基本方針の中に全く触れないということではなくて、むしろそのことについてどういうプログラムが行われるべきとか、実際どういうことが行われているとか、それについてどういう効果ないし、もちろん逆の副作用があるならば副作用についてもちゃんと取り上げていくということをぜひ書き込んでいってほしいと思います。結局、事実が起きてどんどん変わっているのに、そこにとにかく触れないというだけになっている状況に今はなっていると思いますので、ぜひお願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。そろそろ時間が来ましたが、他に何かございますか。小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 資料2-2の2ページの(2)、施策の現状の最後に保護命令の数字を挙げていただいているのですが、ここにぜひ今の議論との関連ですが、再度の保護命令の申立てがされた件数や発令された件数、これは恐らく数字があると思いますので、加えていただければと思います。

○辻村会長 それは可能でしょうか。

○水本暴力対策推進室長 数字があるかどうか確認したいと思います。

○辻村会長 調べていただければ幸いです。ほかにいかがでしょうか。平川委員、どうぞ。

○平川委員 28から29ページの関係機関の連携協力等というところで、協議会の構成メンバーといいますか、協議会等への参加機関の列举があるのですが、これをもう一度見直していただくというわけには

いきませんか。といいますのは、私たちが民間シェルターを立ち上げたころには、主に学校から被害者の個人情報が出てしまっていて危険な目に遭うというようなことが多発していたのです。でも、この基本方針が策定されたり、様々なところでの取り組みが進んで、教育委員会とかPTAの関係者とかが協議会に出ていらっしゃるようになって、全体の状況をその方たちに把握いただいて、徐々にそのあたりから発生する危険が減ってきていると思います。やはり協議会の構成メンバーになるということが、その部署の方たちの意識も高めていくのではないかと思います。

私たちのところでは、年金事務所から情報が漏れたり、あるいは年金事務所に相談をかけた方の回答が加害者のもとに送られていったりというケースが出ています。ここを見ますと、年金事務所というのが抜けています。例えばほかにも抜けている関係機関があるかもしれません。そのあたりをもう少し精査していく必要もあるのかなと思います。

せっかく基本方針に明記いただいても、実際には、要保護児童対策協議会への参加も含めて、まだまだいきわたっていないこともあります。とりわけ戸籍住民課という方たちの参加がなされていないこともありますので、ここをもう一度見直していただけたらと思います。○辻村会長 ありがとうございます。

今の御意見は、見え消し版の資料2-2では29ページですが、資料2-1のほうでは33ページでございます。協議会等の構成の問題でございましたので、また御意見を各方面からいただければ幸いです。

それでは、時間になってまいりましたので、また委員の皆様にはお気づきの点がありましたらメールでも構いませんし、次回の24日にも機会がございますので、また何らかの方法で事務局にお伝え願えれば幸いです。

○水本暴力対策推進室長 もし追加で御意見なり、あるいは何か御質問なりございますれば、事務的な調整の都合がございますので、後ほど事務的にメールで照会させていただきますけれども、1週間以内ぐらいでお出しいただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、次に進ませていただきます。

平成26年度予算の概算要求について、東総務課長から御説明をお願いいたします。

○東総務課長 それでは、私から、平成26年度男女共同参画局の関係予算概算要求の概要につきまして、御説明させていただきたいと思います。

一番後ろについております2枚紙、右上に「参考」と書いてある資料に基づいて御説明させていただきます。時間の都合もございますので、かいつまんで説明させていただきます。

まず、二重枠の中を御覧ください。総額が書いてございます。平成26年度予算概算要求額が4億4,700万円余りということでございます。平成25年度が3億円余りということでございますので、約1.47倍という形になっております。

うち、新しい日本のための優先課題推進枠が1億7,000万円余りということでございます。この新しい日本のための優先課題推進枠といいますのは、いわゆるシーリング閣議というところで毎年、今年は8月でございましたが、来年度の予算の枠を決める閣議でございますが、そこで今年は日本再興戦略ですとか骨太の方針に書いてあるものについては、一定の額、増額要求してもいいよというものでございます。要望枠と言っておりますが、その枠が1億7,000円余りということでございます。

今回、御案内のとおり、日本再興戦略、骨太の方針において、女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バ

ランスの推進等について記述が多数ございましたので、その枠を最大限活用して大幅な増額要求をさせていただいているところでございます。

以下、新規事項につきまして主に説明させていただきます。

1 ページ目、1 つ目でございますが、女性役員登用促進事業でございます。これは総理要請に応えるべく要求しております。女性の役員登用につきましては、経済団体に対しまして総理から要請を4月にさせていただきましたが、その際、経済界からは、なかなか社内ですぐに登用するのは難しいというお話もございました。このため、社外役員に登用可能な人材のデータベース化ですとか、女性が社内でキャリアアップができるような研修の実施促進、ロールモデルとなる女性との交流などを通じまして、女性役員登用に資するネットワーク構築等を行うというものでございます。

2 つ目の○でございますが、女性の活躍「見える化」表彰ということで、日本再興戦略の中で好事例を顕彰する仕組みの拡充という記述がございまして、それを受けたものでございまして、女性の役員の登用状況、情報開示状況に優れた企業の総理表彰を行おうというものでございます。

3 つ目でございますが、女性の活躍応援ポータルサイト整備事業ということでございます。女性支援の制度は様々な役所、関係機関でございますけれども、なかなかわかりにくいというお話が若者・女性活躍推進フォーラムで特にコンシェルジュ機能ということで必要だという意見がございました。それを受けまして、あちこちに散在しております様々な支援策の情報を集約して整理してわかりやすく案内するポータルサイトを作ろうというものでございます。

4 つ目でございます。総理の要請は上場企業を念頭に置いておりましたが、やはり99%の企業は中小企業でございますので、その場合、地域レベルでの取組が必要であろうということで、主に市町村を念頭に置いておりますが、市町村が中小企業等の団体と連携して女性活躍のための草の根からの女性活躍を促進する場合には、そういう自治体を支援していこうというものでございます。

5 つ目でございますが、今度は女性というか、男性にとっての男女共同参画ということで、家事をやらない男性が約8割ということでございますので、その意識を変えていくために、各地域、各分野において核となる人材を育成しようというものでございます。

2 ページ目、一番上の○がワーク・ライフ・バランスの関係でございます。まず、ワーク・ライフ・バランスの関係で一番重要なのは、経営者の意識改革が必要だろうということで、経営者等の理解を促進するためのトップセミナーを開催したり、あと経営者団体と連携して企業間ネットワークを作っていこうというものでございます。

次の2つの○が女性に対する暴力の関係でございます。

1 つ目が、性犯罪被害者等のための総合支援交付事業ということでございまして、性犯罪被害者が被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けるという相談体制がなかなかないということです。特に中長期にわたって心身を回復していく必要があります。それをワンストップで行う体制がなかなかないということでございまして、そういう体制を整備する地方公共団体に対して支援しようというものでございます。

次の○がストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業でございます。6月に改正されましたストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を受けまして、被害者支援策の充実が求められているところでございますけれども、今、行われている支援の実態がなかなかわからないということで、まずは今後の支援の方向性を検討するために実態調査をやっていこうというものでございます。

女性に対する暴力の関係で3ページ目の一番下を御覧ください。女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費ということで、新規となっております、配偶者からの暴力に関する実態調査経費でございます。これは3年に一度を目途に、定期的の実施しているものでございまして、平成23年度が直近でございます。来年、3年たちますので、実態調査を行いたいと思います。そのための経費を要求しているところでございます。

2ページにお戻りいただきまして、復興特別会計でございます。東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業を基本的には継続しておりますけれども、この1つ目、文言の最初の方でございますように、地元の相談窓口に移行しつつとございます。若干、額も減っておりますが、これは電話相談窓口の運営につきまして、宮城県と岩手県に地元でやっていただくということで、福島県だけ電話相談窓口の運営経費を見るということで、それで若干減額で要求しているものでございます。

3ページ目、その他とございますが、要望枠以外で要求している主なものを掲げております。詳細は省きたいと思いますが、1つ目、これは都道府県の取組を支援する、女性活躍促進に向けた都道府県への支援でございます。2つ目が、女性の活躍促進に関する「見える化」推進事業ということで、平成25年度から始めているわけでございますが、コーポレート・ガバナンス報告書、CSR報告書等に女性の活躍状況を開示している企業がございます。そういったものを収集して公表することによりまして一層の登用及びその状況の開示の促進につなげていこうというものでございます。

次の○でございますが、ワーク・ライフ・バランスの関係でございます。様々な啓発のあり方についての調査研究のほか、今までもやっておりますが、引き続きメールマガジンですとか、ポータルサイト、「カエルの星」認定、キャンペーンもやっております。そういった経費をここに計上しているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見もおありかと思いますが、もう時間が来ております。本調査会に関連するところは支援で性犯罪被害者5,000万円、ストーカー行為について998万円、あとはアンケートで7,137万円という措置になってございます。いずれも新規ということで御努力いただいたと判断しておりますけれども、またこの点も何かありましたら御意見お寄せいただければと思います。

それでは、連絡事項ということで資料3について室長からお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 本日は御熱心な御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

まず、議事録等についてでございます。議事要旨につきましては、会長に御確認いただいた後、速やかに公表させていただきますとともに、議事録につきましては、事務局作成案を委員の皆様へ御確認いただいて、さらに会長にも御確認いただいた上で公表させていただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3を御覧ください。次回の開催でございますけれども、9月24日、火曜日、10時～12時半を予定しております。資料3にございますとおり、これは監視専門調査会との合同開催でございます。案件につきましては、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項の対応状況について関係府省からのヒアリングでございます。こちらの最終見解の関係は、監視専門調査会でやっておるものでございますけれども、こちらにありますとおり、今回のテーマが女性に対する暴力・人身取引等関係部分についてのヒアリングということでございますので、当専門調査会との合同開催とさせていただきます。

るものでございます。

場所につきましては、内閣府本府の仮設庁舎２階講堂というところになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間となりましたので、本日はこれで閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。